



大阪市北区地域福祉計画

【概要版】



■大阪市北区地域福祉計画について

地域福祉の取り組みの推進に向けて、従来までの取り組みを停滞させることなく、区民にもっとも身近な行政機関である北区役所が、地域福祉を推進するための基盤や仕組みづくりをまとめています。

北区役所、北区社会福祉協議会が主体となって、区民 および地域団体、地域包括支援センター、医療機関、各種団体などの関係機関が協力、協働して、各々の役割を果たしながら本計画を実現していきます。

この計画に基づいて、区民一人ひとりの人格を尊重し、自分らしく生きることができる、地域福祉が充実した暮らしやすいまちづくりを進めることになります。

「地域福祉」とは？

誰もが地域で安心して自分らしく暮らせるよう、地域に関わるすべての人が主役となり、力をあわせて、共に生き共に支え合い、みんなが生活をともに楽しむ地域をつくりあげていくことです。

■地域福祉の基本方針

基本理念

つながりと支え合いが “いきづく” まち 北区
～変化する社会に適した地域づくりをめざして～

北区のめざす “安全、安心で、誰もが住みよいまち” “一人ひとりが尊重され、みんなが暮らし続けたいと思えるまち” を実現するための基本理念です。

大切にしたい視点

一人ひとりが
「ふくし」を考える
ことから始める

誰もが
「受け手」であり
「担い手」である

一人ひとりの
人格を尊重し、
共生する地域をつくる

語り合い、
理解し合い、
協力し合う「輪」をつなぐ

さまざまな
ネットワークを活用し、
新しい可能性を拓く

基本理念をはじめ、北区の地域特性や地域福祉の課題などを踏まえて、これから地域福祉の取り組みを進めるにあたって大切にしたい視点です。

取り組みの柱

1. 相談・支援（サービス）の充実
2. 小地域での福祉活動の推進・強化
3. 災害時にも支え合えるつながりづくり
4. “ふくし” の学びの充実
5. 企業や事業所との連携・協働の推進

地域福祉の取り組みについて、目的や方向性を整理して、5つの柱を設定しました。この柱に基づいて、具体的な取り組みを実践していきます。
(4 ページ参照)

仕組みづくり(再構築)

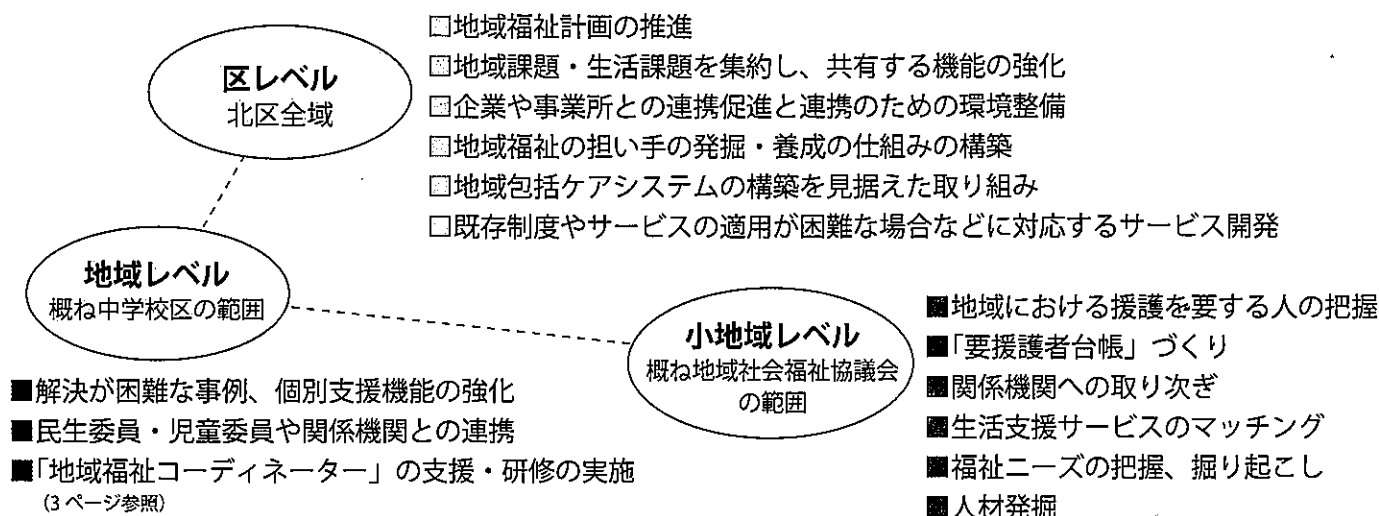
見守り・支え合いの仕組みづくり

この計画で重要視しているポイントです。地域福祉推進の場の設置と、地域福祉を推進する専門人材の配置を提案しています。(2,3 ページ参照)

■見守り・支え合いの仕組みづくり

5つの柱に沿った取り組みを実践していくために、地域福祉を推進する場の設置と、区レベル・地域レベル・小地域レベルでそれぞれ必要な専門人材の配置を進め、「見守り・支え合いの仕組み」を再構築します。

＜各レベルにおける再構築の内容＞



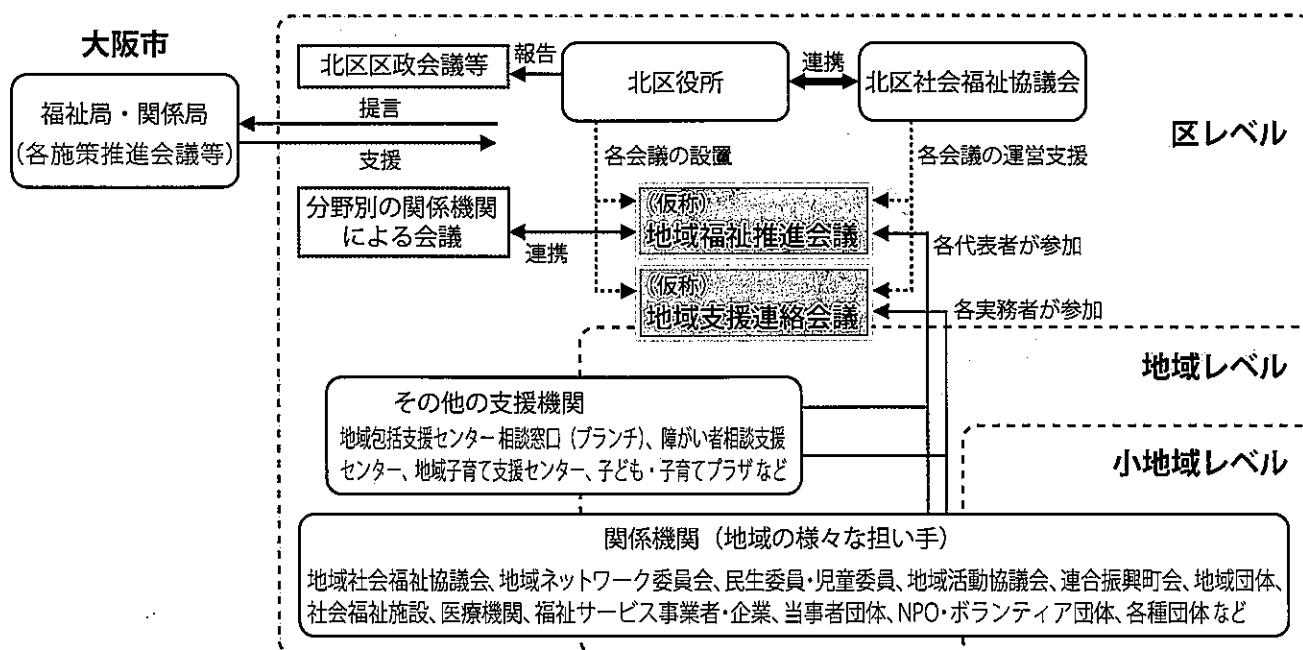
＜見守り・支え合いの仕組みの強化＞

CSW…コミュニティソーシャルワーカー (3ページ参照)

《仮称》 地域福祉推進会議	学識経験者、地域福祉関係機関等の代表者、スーパーバイザー、CSWが参加
《仮称》 地域支援連絡会議	地域福祉関係機関等の実務者、CSW等が参加

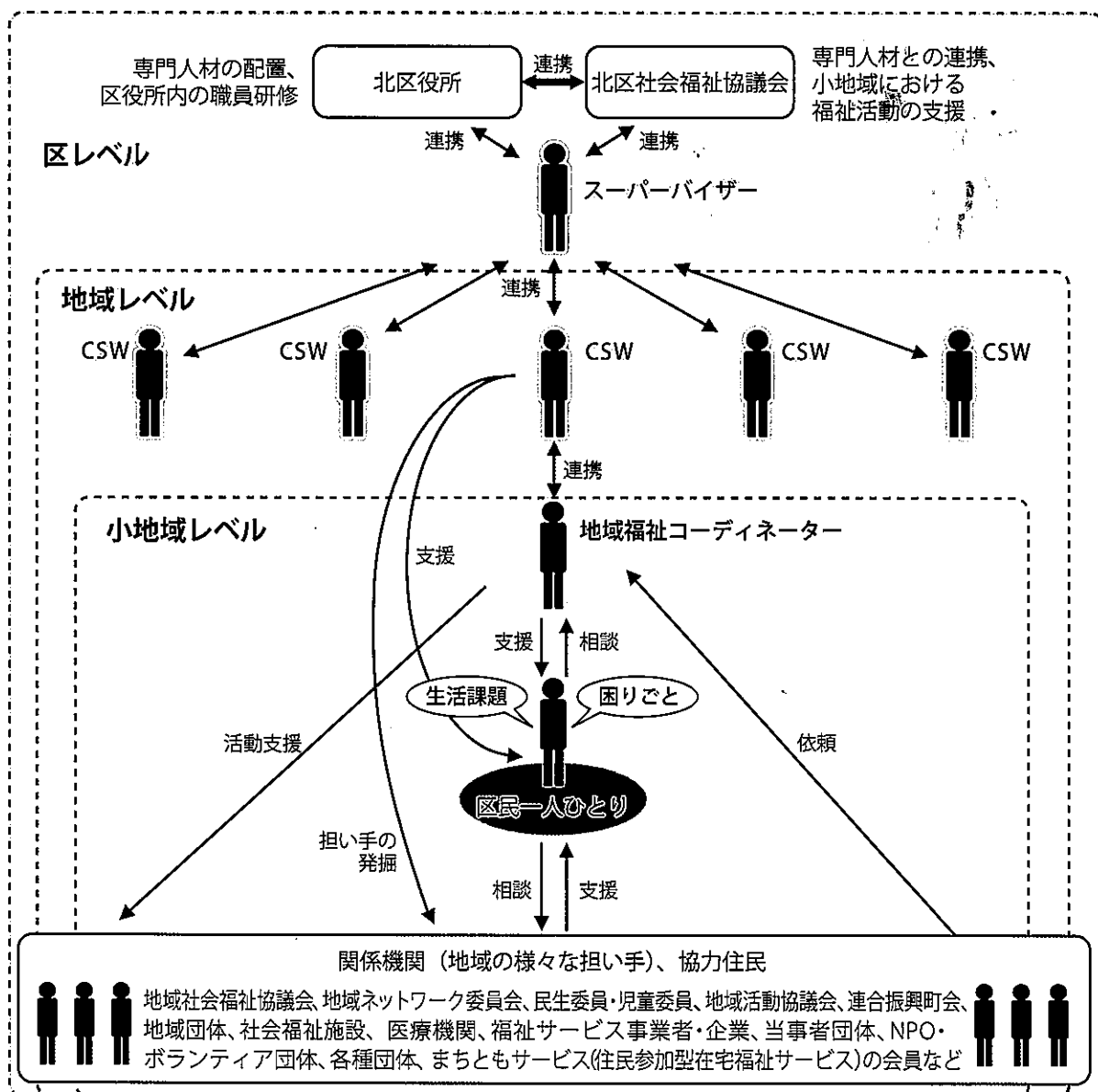
- 北区の地域福祉関連施策・取り組みの方向性の確認
- 市関係局、区役所、区社協の各施策・事業に係る提言
- PDCAの推進（計画の点検・見直し）

- 各小地域における取組内容の共有
(各小地域内で解決が困難な課題が生じた場合は、共同で対応策を検討)



<地域福祉活動の担い手の強化>

CSW (コミュニティソーシャルワーカー)	スーパーバイザー 区レベルに 1名程度配置	● CSW、地域福祉コーディネーターの連絡・調整 ● 専門人材 (CSW、地域福祉コーディネーター等) 間の連絡・調整 ● 各地域・各小地域の取り組みの状況の把握、進捗管理・点検
地域福祉 コーディネーター	地域レベル (概ね中学校区 の範囲)に 1名程度配置	● 各小地域の見守り・支え合い活動の支援 ● 解決困難な事例の個別相談・援助 (専門的な見地による) ● 福祉コミュニティづくりの支援 ● 地域福祉活動の担い手の発掘
	小地域レベル (概ね地域社会福祉 協議会の範囲)に 1名配置	● 各小地域の身近な相談対応 (窓口) ● 個別課題と関係機関等のコーディネート ● 個別課題と地域活動のコーディネート



■地域福祉の展開

本計画では、取り組みの柱に応じて、以下に示すような取り組みを進めていきます。

従来から北区役所や北区社会福祉協議会で取り組んでいるもので、継続して取り組むべき事業については、これらの取り組みと連動して実施していきます。

取り組みの柱	重点目標	主な取り組み
1. 相談・支援（サービス）の充実	◆「まちともサービス」による生活支援サービスの充実 ◆生活困窮者のための自立相談支援機能の充実 ◆コミュニティソーシャルワーカーによる地域福祉活動への支援の充実 ◆専門的な相談・サービスの円滑な提供	●専門的な相談・支援体制の充実（コミュニティソーシャルワーカー等の充実） ●身近なところで相談できる仕組みづくり ●相談窓口のネットワークづくり ●民生委員・児童委員等が活動しやすい環境づくり ●「まちともサービス」の拡充 ●生活困窮者、社会的孤立に対する相談・支援の充実 ●権利擁護への取り組みの推進 ●子ども・青少年が健やかに育つための支援の充実 ●障がい者・児のための支援の充実 ●在宅医療と介護との連携強化 ●介護予防の充実・市民による自主的活動への支援 ●認知症の人への支援の強化 ●当事者の参加と自立への支援の充実 ●介護・介助している家族等への支援の充実
2. 小地域での福祉活動の推進・強化	◆小地域福祉活動計画に基づく計画的・効果的な活動推進 ◆地域での居場所づくりの充実	●小地域福祉活動計画の策定支援 ●地域での支えあいの仕組みの拡充 ●地域におけるふれあい、交流の促進 ●地域での居場所づくりの推進 ●地域情報の受・発信機能の強化 ●活動の担い手の発掘・人材育成の支援
3. 災害時にも支え合えるつながりづくり	◆地域での要援護者支援体制づくり ◆日常的な見守りの強化 ◆災害ボランティアセンターの機能強化	●災害時における要援護者支援の推進 ●平常時における地域主体の見守りや活動の充実 ●災害に備えた助け合いのための地域の取組みの推進 ●援護を要する帰宅困難者の支援体制づくり ●地域の取り組みを支える体制づくりの推進
4. “ふくし”の学びの充実	◆学校・地域・企業・各種団体での福祉への理解促進 ◆ボランティア活動の推進 ◆地域理解と地域への愛着心の醸成	●学校・地域・企業・各種団体への福祉教育の実施 ●ボランティアの体験の機会、活動の場の充実 ●情報交換・交流の機会の創出 ●小地域福祉活動の周知
5. 企業や事業所との連携・協働の推進	◆企業や事業所とのネットワークの構築 ◆企業と地域との連携の促進 ◆ニーズに対応した福祉サービスの創出	●企業等への地域福祉に関する啓発・情報提供の充実 ●地域福祉に関わる企業等からの情報発信の促進 ●企業等の社会貢献事業との連携の促進 ●企業等のノウハウを活かした事業・サービスの創出

